

第1400号

AFN-1400

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2022年 1/24 (月)

『R4年度税制改正大綱（4） 上場株式の配当所得課税見直し』

個人所得課税では、老後に係る税制や金融所得への課税に対し、適正で公平な税負担の確保のため重要な改正がなされた。

一つは、個人住民税における合計所得金額に係る規定が整備される。○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、退職手当等を含まないこととする。○給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書には、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとする。○確定申告書の個人住民税に係る附記事項に、上記の氏名等を追加する。

それから、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例も大きく改正される。○持株割合が3%未満の個人株主も、同族会社である法人との合計で3%以上となる場合には、その個人株主が受け取る配当等を総合課税の対象とする。○当該上場会社は、持株割合1%以上の個人株主の氏名、マイナンバー、持株割合などを記載した報告書の所轄税務署長への提出が必須となる。また個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させ、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう整備する。



『資金需要への対応に万全期す 財務省、コロナ対策で方針表明』

財務省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者支援に引き続き努め、中小・小規模事業者、中堅・大企業ともに資金需要への対応に万全を期す方針を改めて表明した。同省はこれまで、資金繰りの支援(政策金融)等として、日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資制度の融資枠拡充や、中堅企業・大企業向け危機対応融資の融資枠拡充、資本性劣後ローンの創設等を実施してきた。また、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる上限額の引き上げ(日本公庫 国民生活事業等については4,000万円から6,000万円に、日本公庫 中小企業事業等については2億円から3億円にそれぞれ引き上げ)、政府系金融機関等への累次の要請(事業者等の資金繰り支援に支障が生じることがないように、新規融資や既往債務の条件変更について、事業者等の実情に応じた最大限の配慮を行うこと等を要請)等を行ってきた。これらに加え、▽これまでの支援の要件緩和等(現行の「直近6カ月」の売上高の前年同月比の比較に加え、「直近6カ月平均」の売上高の前年同期の比較を可能とするもの等)▽前向きな投資等を促す新制度の創設▽事業再生および事業承継・M&Aを後押しする貸付制度等の拡充一等を実施する。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com